

公募型プロポーザル手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。尚、本業務にかかる契約の締結は、当該業務にかかる平成24年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成23年10月4日

世田谷区

1 事業目的

障害者が安心して地域で自立した生活を実現できるよう、就労を希望する障害者に対し、就労相談、求職活動への支援、職場定着支援等を実施することにより、障害者の職業の安定を図る。

2 事業概要

(1) 件名 世田谷区障害者就労支援事業

(2) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日

事業内容が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、平成25、26年度についても新たな契約を結ぶことを認める。

なお、契約は単年度とする。

(3) 実施場所

世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと

世田谷区太子堂2丁目15番1号 野村三軒茶屋ビル8階

(4) 事業内容

就労支援業務

生活支援業務

地域開拓促進に係る支援

世田谷区就労支援ネットワークの推進

3 参加資格

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等、法人格を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。

(3) 世田谷区から現に指名停止を受けていない者であること。

(4) 障害者の雇用・就業に係る支援の実績があること。

(5) 本事業を円滑に遂行できる人的能力及び財務能力を有しており、法人住民税及び法人事業税を延滞していないこと。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格参加の確認のみ行う。

5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 法人の理念・事業実績
- (2) 障害者就労支援事業に対する考え方
- (3) 事業計画（収支計画を含む）の適格性・確実性
- (4) 就労支援ネットワーク推進の取り組み
- (5) 職員配置、人材育成
- (6) 危機管理体制

6 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21 番27 号
世田谷区保健福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
電話03 - 5432 - 2425 ファクシミリ03 - 5432 - 3020

(2) 説明書交付の期間及び方法

期間 平成23年10月4日（火）から10月17日（月）午後5時まで
方法 上記担当課での手渡し、ホームページからのダウンロード
なお、土曜日、日曜日、祝日はホームページのみとする。

ホームページ掲載箇所

区のトップページ>生活ガイド>福祉・健康>障害のある方>はたらく

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

期限 平成23年10月4日（金）～10月17日（月）午後5時まで

場所 上記（1）に同じ

方法 直接持参すること（郵送不可）

受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし、土・日曜日、祝日を除く。

(4) 提案書の提出期間、場所及び方法

期限 平成23年10月18日（水）～11月18日（金）午後5時まで

場所 上記担当課

方法 直接持参すること（郵送不可）

受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし、土・日曜日、祝日を除く。

なお、提出に当たっては事前に電話で担当者に予約をとること。

7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 不要
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、6 (1) と同じ
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる
- (8) 詳細は説明書による